

福祉有償運送運営協議会における一般的な協議・判定基準について

平成17年2月2日

交通政策課

コモンズ福祉課

1 運送主体について

福祉運送の確保について市町村長から具体的な協力依頼を受けた、営利を目的としない法人又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織（以下「NPO等」という。）であり、福祉有償運送を行うことがNPO等の目的の範囲外の行為に当たるものでないこと。

2 市町村長からの依頼について

福祉有償運送を依頼する相手方の法人等の名称、代表者名及び依頼する福祉有償運送行為を示した書面によるものとする。

3 福祉有償運送の対象について

(1) 対象となる旅客は、NPO等に会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」

ウ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

(2) NPO等は、会員の氏名、住所、年齢及び移動困難者であることの実態その他必要な事項を記入した「会員登録簿」を作成し、適切に管理すること。

4 使用車両について

(1) 車いす若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車（以下「福祉車両」という。）であること。

(2) 使用車両については、NPO等が使用権原を有していること。また運転者等から提供される車両を使用する場合は、提供及び使用についての契約が締結され、福祉有償運送の管理、運営、事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。

(3) 使用車両すべてについて、対人無制限、対物1000万円以上の任意保険若しくは自動車共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する計画があること。

(4) 使用車両の車体の両側面に、外部から見やすいように、運送主体団体名及び「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字を、ステッカー、マグネットシート等で表示すること。

なお、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とし、横書きとすること。

- (5) NPO等は、使用する自動車の型式、登録番号、初度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した「自動車登録簿」を作成し、適切に管理すること。

5 運転者について

- (1) 運転者は、普通第二種運転免許を有することを基本とする。

なお、これによりがたい場合には、有償運送を行おうとする地域における交通事情等について、十分な能力及び経験を有していると認められるとともに、社団法人全国乗用自動車連合会等が実施する「ケア輸送サービス従事者研修」又は移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う「福祉輸送に関する研修」を修了する等、移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること。

- (2) NPO等は、運転手の氏名、住所、年齢、自動車運転免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴その他必要な事項を記入した「運転者名簿」を作成し、適切に管理すること。

6 運送対価について

運送対価については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案し、営利に至らない範囲で設定すること。

なお「営利に至らない範囲」については、当該地域における同種のタクシー事業の上限運賃額（輸送の実態を踏まえ、時間制によるものを含む。）の概ね2分の1を目安とする。

7 管理運営体制について

- (1) 運行管理に係る責任者が選任されており組織体制が整っていること。
- (2) 運転者に対する監督、指導、点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が明確にされていること。
- (3) 使用する車両の点検・整備及び安全管理が適切に行われる体制が整っていること。
- (4) 事故防止、安全確保に関し必要な研修等が行われること。
- (5) 福祉有償運送を依頼する市町村と運送主体のNPO等の双方において、事故発生時における緊急の連絡体制が確保されているとともに、対応に係る責任者が明確にされていること。
- (6) 福祉有償運送を依頼する市町村と運送主体のNPO等の双方において、利用者等からの苦情に対し適切に対応し、記録する体制が整っているとともに、責任者が明確であること。

8 法令遵守

許可を受けようとするNPO等が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。